

令和7年度 学校いじめ防止基本方針

中 14 千葉市立轟町中学校

◇千葉市の教育

- 千葉市教育施策の基調「人間尊重の教育」

- 千葉市学校教育推進計画

目指す子どもの姿：「夢と思いやりの心を持ち、未来を拓く子ども」

教 育 目 標：「自ら考え、自ら学び、自ら行動できる力をはぐくむ」

◇学校教育目標

『思いやりがあり 自ら学び考える しなやかでたくましい生徒の育成』

- めざす生徒像

『と』友と共に感し、互いに学び、自己を高める生徒

『ど』どんな状況でもくじけず柔軟に、夢に向かい努力する生徒

- めざす学校像

『ろ』労を惜しまず、何事にも全力で取り組む学校

『き』規範意識が高く、生徒が主体的に活動する学校

◇生徒指導の重点目標

教師と生徒の心温まる人間関係の構築に努め、生徒自らが自分の在り方やとるべき言動を正しく捉え計画し実行するという「自己指導能力」の育成を目指す。

① 学校生活の中で、生徒一人一人に「自己存在感」を実感させる。

② 教師と生徒または生徒相互の「共感的な理解」の上に立った人間関係づくりに努める。

③ 生徒に「自己決定」の場を与えることで、生徒自身に選択、計画させ、その実践に対する反省と責任を持たせる。

◇本校のいじめ問題の課題

- 多様性の理解に基づき、他人を思いやる気持ちを育み、相手の立場を考えた言動がとれるようにする。

1 基本理念等について

(1) いじめの定義

①

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※児童等とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

<いじめ防止対策推進法 第二条より>

(2) 基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

<いじめの防止等のための基本的な方針より>

(3) 学校及び学校の教職員の責務

轟町中学校の教職員は、基本理念にのっとり轟町中学校に在籍する生徒の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、轟町中学校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

2 学校におけるいじめ防止等の対策について

(1) 組織について

① 名称 「いじめ問題対策委員会」

② 役割

<未然防止>

ア いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

<早期発見・事案対処>

イ いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割

ウ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

エ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時に緊急会議を開催するなどして、情報の迅速な共有、関係生徒への聴取やアンケート調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

オ 指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

<学校基本方針に基づく各種取組>

カ 学校基本方針に基づく取組の実施及び具体的な年間計画の作成や取組の実行、検証、修正を行う役割

キ 学校基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校基本方針の見直しを行う役割

③ 定例会議

毎週 1 回 木曜日

④ 組織の構成について

- ア 構成員……校長、教頭、生徒指導主任、学年生徒指導担当、教育相談主任、養護教諭、必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、有識者（学校評議員・育成委員会委員等）
- イ 相談・通報窓口…教頭、教育相談主任及び生徒指導主任

（2）いじめの未然防止について

- ① 「わかる授業」を推進し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を学校の教育活動全体を通じて養う。
- ② 障害（発達障害を含む）について、適切に理解した上で生徒に対する指導・支援にあたる。
- ③ 地域、家庭と一体となって取組を推進するため普及啓発活動に努め、いじめの問題への取組の重要性について認識を広める。
- ④ 生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促すため、道徳や総合的な学習の時間、特別活動等でいじめについて考える学習を実施する。

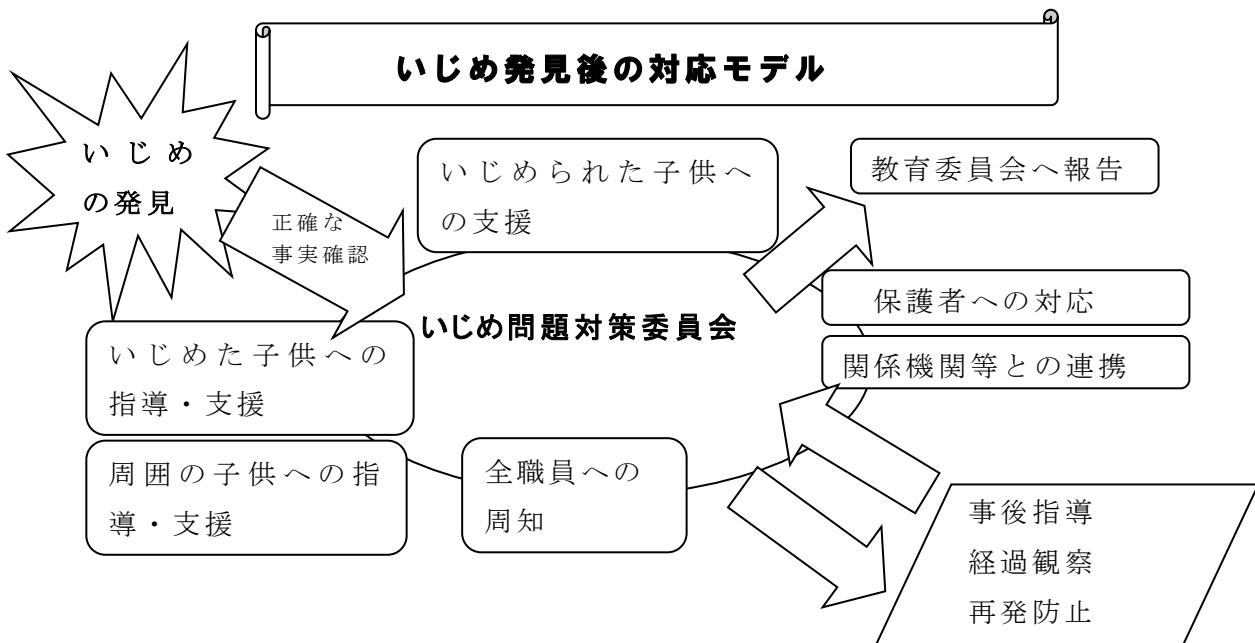
（3）いじめの早期発見について

- ① 日常の学級経営の充実を図るとともに、生徒の観察・見守り等を丁寧に行い、その情報を教職員間で共有する。
- ② いじめの早期発見のため、生徒対象アンケート（年3回）、保護者対象アンケート（年1回）、教育相談週間（年2回）を実施する。
- ③ 職員研修の実施を研修計画に位置付け、いじめ防止等に関する職員の資質向上を図る。
- ④ インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対応できるよう、必要な啓発活動や情報モラル研修を行う（対象：生徒、教職員）。

（4）いじめの相談・通報について

- ① 担任を主体とした、日常的な相談を実施する。
- ② いじめ相談・通報窓口として、教頭、教育相談主任及び生徒指導主任が原則として対応し、生徒、保護者、地域住民に周知する。
- ③ 養護教諭、スクールカウンセラー等も積極的に相談に応じる。

(5) いじめを認知した場合の対応について



- ① いじめに係る情報を把握した場合は、特定の教職員が一人で抱え込むことなく、速やかにいじめ問題対策委員会に報告し、正確な事実確認を行う（「いじめ問題対策委員会」を中心とした組織で対応）。また、教育委員会に報告を行う。
- ② いじめの事実が確認された場合は、まず、いじめをやめさせる。また、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒、保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導・支援とその保護者への助言を継続的に行う。また、周囲の子供への指導・支援も行う。
- ③ 安心して教育を受けられるため必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、学習が受けられる手立てを講じる。
- ④ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄の青少年サポートセンター、警察署等と連携して対処する。
- ⑤ いじめが「解消している」状態に至った場合でも、継続的に経過観察を行い、再発防止に努めるとともに、保護者には事実を伝え、指導方針と具体策を提示して再発防止への協力を要請する。
なお、いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされていても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又はいじめ問題対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた生徒やいじめを行った生徒の様子を含め状況を注視し、時間が経過した段階で判断を行う。

イ いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

3 重大事態への対処について

(1) 重大事態とは

- ① いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合。
- ② いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合。

※重大事態の疑いが生じた時点で、調査の実施に向けて動き出すことが求められています。（令和6年8月改定「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」より）

(2) 対応の手順

- ① 重大事案が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事態に対処する組織を設置する。校内組織は、「いじめ問題対策委員会」に、専門家や第三者を加え、公平性・中立性を確保する観点から第三者性が確保された調査機関になるように努める。
※ここでいう「専門家」とは、法律、医療、教育、心理、福祉等の専門的知識及び経験を有する者。また、「第三者」とは当該事態の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を可能な限り明らかにするための調査を実施する。

- ④ 上記調査結果は、いじめを受けた関係生徒及び保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ⑤ 教育委員会へ報告をする。
- ⑥ 調査結果を踏まえて再発防止の対策を講じる。

(3) 調査の目的

当該事態の事実関係を可能な限り明らかにし、その結果から当該事態への対処や、同種の事態の発生防止を図るものである。

(4) 調査の機関について

- ① 教育委員会と協議の上、学校又は教育委員会が調査の主体になる。
- ② 教育委員会の判断により教育委員会の附属機関が調査をする場合がある。
- ③ 教育委員会が市長に報告した後、市長の判断により市長の附属機関が再調査をする場合がある。

4 公表・点検・評価等について

(1) 公表

策定した「学校いじめ防止基本方針」は、学校のホームページで公開する。

(2) 点検

- ① 「学校いじめ防止基本方針」の実施状況の自己点検の項目を決めて行う。
- ② 保護者に対して、学校のいじめ防止基本方針が機能しているか、学校評価や、保護者向けいじめアンケート等で評価してもらう。

(3) 評価

- ① 点検の結果を踏まえて「学校いじめ防止基本方針」の改善に取り組む。必要に応じて「学校いじめ防止基本方針」の修正を行う。
(P D C A サイクルの確立)
- ② いじめの有無やその件数のみを評価するのではなく、生徒に寄り添っていかに解決できたかを評価する。